

伊是名村植物工場実証調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本村の農業は、夏場の強い日差しや台風等で園芸栽培が難しく、比較的自然災害に強いさとうきびが主流となっている。一方、付加価値の高い園芸作物の栽培を望む農家は多く、園芸栽培を確立する必要がある。

現在、屋根やフィルムの破損等で利用されていない鉄骨ハウスが存在する。それを有効活用し、植物工場としての実証実験をするための調査を行う。

調査にあたっては、本村の地域性を把握し、安定的な生産が可能な園芸栽培システムを構築するための課題解決に向けた方向性を検討することとする。そのため、詳細なデータ分析や高度な技術の導入が重要であることから、民間事業者の専門的な知見や企画力等のノウハウを活用し、園芸栽培システムの構築を目指す。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 伊是名村植物工場実証調査業務 |
| (2) 業務内容 | 伊是名村植物工場実証調査業務仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から平成29年3月28日まで |
| (4) 委託上限額 | 6,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
※この金額は契約時の予定価格を示すものでなく、上限額とする。 |

3. 応募条件

本事業提案公募への応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条等に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4. 公募スケジュール

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 公募内容のHP掲載開始 | 平成28年12月21日(水) |
| (2) 参加申込書の提出締切り | 平成29年1月6日(金) |
| (3) 質問書の提出締切り | 平成29年1月6日(金) |
| (4) 企画提案資格確認通知
及び企画提案書提出依頼 | 平成29年1月10日(火) |
| (5) 企画提案書等の提出締切り | 平成29年1月18日(水) 必着 |
| (6) 提案書審査 | 平成29年1月19日(木) 必要に応じてヒアリングを行う |
| (7) 審査結果の通知 | 平成29年1月20日(金) ※予定 |
| (8) 随意契約締結 | 平成29年1月23日(月) ※予定 |

5. 実施要領等の掲示

村ホームページに、平成28年12月21日(水)から実施要領等を掲載する。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書・・・・・・・・(様式1)
- (2) 提出期限 平成29年1月6日(金) 17時
- (3) 提出方法 メール及び郵送(消印有効)
- (4) 提出場所 伊是名村農林水産課
〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地

7. 質問受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、参加申込書を提出した者に限り、次のとおり受け付ける(質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない)。

(1) 質問受付

- ①提出書類 質問書・・・・・・・・(別添様式1)
- ②提出期限 平成29年1月6日(金)
- ③提出方法 電子メール
gima-m@vill.izena.okinawa.jp (農林水産課 儀間光仁)
FAX 0980-50-7011

※ファクシミリ・電子メール両方にて提出すること。件名については、「伊是名村植物工場実証調査業務に関する質問」と記載する。

- ④回答方法 質問に対する回答は、村ホームページにおいて公開する。
掲載URL <http://vill.izena.okinawa.jp/>

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提案資格確認結果通知書により提案資格が認められた参加者については、企画提案書を提出することができる。その際、必要な書類は次のとおりである。

提出書類		様式
①	企画提案書	(様式 3)
②	会社概要書	(様式 4)
③	業務実績書	(様式 5)
④	業務実施計画	(様式 6)
⑤	業務実施体制	(様式 7)
⑥	業務見積書	(自由形式)

(2) 作成要領

- ①提案は、基本的な考え方や特筆すべき点を文書や図表等で簡潔に記述すること。
- ②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅れた提出資料は、これらを一概受け付けない。
- ③提出された書類は原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部(複写可))

- ・ 正本はファイル綴りにせず、クリップ等でとめること。
- ・ 副本は1部ごとに、A4版縦型ファイル等で綴ること。

(4) 提出期限 平成29年1月18日(水)17時 必着

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること)

(6) 提出場所 伊是名村農林水産課

〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ①審査会による審査において、本要領に基づき提出された企画提案書等提出書類一式について、審査基準に基づき審査を行い、総合的に委託候補者を選定する。
- ②審査会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ③審査会により選定した委託候補者が辞退した場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

(2) 審査基準

審査会において、別紙の採点基準及び評価の視点等に基づき企画提案等提出書類の内容を審査する。

(3) 審査結果

審査結果の通知については、担当課は委託候補者を決定した後、各企画提案者に対して速やかに文書で通知する。

10. 参加の辞退

参加申込書（様式 1）を提出した者が、参加を途中で取り止める場合には、参加辞退届（様式 8）を担当課へ郵送により提出しなければならない。

11. その他

- (1) 書類作成に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) プロポーザルの選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 提出書類の著作権は申請者に帰属する。
- (5) 本要領に定めのないものについては、村と受託者が協議のうえ決定するものとする。

12. 問合せ先

〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田 1203 番地

伊是名村農林水産課 儀間光仁

電話 0980-45-2004 FAX 0980-50-7011

電子メール gima-m@vill.izena.okinawa.jp

※事務取扱期限：土日・祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで